

令和3年兵庫県警察運営重点について（一般甲）

〔 令和2年12月14日 〕
〔 兵警務一般甲第109号 〕

兵庫県公安委員会運営規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第1号）第2条第2項に規定する兵庫県警察の事務の運営に関する大綱方針として、令和3年兵庫県警察運営重点が別添のとおり定められたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、所属の実情に応じた効果的な施策を策定し、その推進に努められたい。

令和3年兵庫県警察運営重点

◎ 基本理念

県民の安全を守る力強い警察

～ 県民とともに、県民のために ～

～ 強く・正しく・温かく ～

高い規律と士気を有し、社会の変化に適応する警察組織を確立し、警察の総合力を最大限発揮することによって県民の期待と信頼に応える。

◎ 活動指針

—— 初動は警察の命 ——

◎ 業務重点

- 暴力団の壊滅と組織犯罪対策の推進
- テロ対策、大規模災害対策等の推進
- 重要凶悪事件の徹底検挙とストーカー・DV、虐待事案を始めとする人身安全関連事案への的確な対応
- 特殊詐欺対策を始めとする地域の安全安心を守る犯罪抑止対策の推進
- サイバーセキュリティ対策の推進
- 少年の非行防止と健全育成に向けた総合対策の推進
- 安全・安心・快適な交通社会の実現